

『公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル』の改定方針

1) 経過

植物の病害虫管理は農地と住宅地や公園では性格が大きく異なり、後者についてはリスク軽減に向けての効果的な管理方法が未だ確立されていないことから、環境省では市街地における農薬散布に伴う環境リスクの低減を図るため、平成17年度から21年度までの5ヵ年の予定で、農薬飛散リスク評価手法等確立事業を行なっている。

平成17年度に地方自治体に対して行なったアンケート調査では、多くの自治体が住宅地や公園で防除に農薬を使用しているにもかかわらず、適切な防除に苦慮している実態が浮かび上がった。そこで、公園緑地・街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項や考え方を整理して、各自治体等がそれぞれに適した管理体系を確立してゆく上で参考にできる公園等管理者向けのマニュアル策定に向けて、平成18、19年度の本検討会で検討頂いた（別紙1参照）。

その結果平成20年度に、概要に続き以下の項目からなる『公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル』（以下「暫定版」という）に取り纏め、関係機関に配布したところである。

- ・ 公園設置前の植栽計画も含めた病害虫防除管理の考え方
- ・ 基礎的な病害虫の生態
- ・ 病害虫発生の確認と防除の判断の考え方
- ・ 物理的方法による防除法
- ・ 農薬による防除法と農薬散布によらない防除法
- ・ 病害虫に対する住民の理解増進について
- ・ 関係法令・通知等
- ・ 参考となる資料、農薬情報が検索できるインターネットサイト情報

2) 改定方針

(1) 調査結果の反映

暫定版には、平成19年度調査のうちの基礎調査の結果及びモニタリング調査の結果の一部が反映されている（別紙2に暫定版の関連記述をまとめた）。ただし、平成18～20年度のモニタリング調査のほとんどの結果ならびに、本事業における情報調査で収集された情報などは、継続調査中であったことなどから、含めていない。そこで、それら成果を加えた改訂版にすることとしたい。

(2) 反映の方法

文章のほか、利用者の理解を深めるため、適切であれば次の点も考慮する。

1. より具体的に、例を添える。
2. 簡便なデータの図や表を示す。

(3) 追加する事項(項目)案

(1) 平成18、19、20年度モニタリング調査の成果

- ・ 風向-飛散範囲
- ・ 風速-飛散範囲
- ・ 気温-気中濃度
- ・ 飛散範囲 時間
- ・ 散布区域内気中濃度経時推移
- ・ 散布区域外 距離範囲と気中濃度経時推移
- ・ (飛散範囲/程度-樹高-風速-散布法)
- ・ (飛散範囲/程度-樹形(疎密/繁茂)-風速-散布法)

なお、以下の要因と気中濃度との関係に関する基礎調査の結果及びモニタリング調査の結果の一部は、暫定版に取り込み済みである(別紙2参照)。

- ・ 剤型
- ・ 物性(一般論)
- ・ 散布方法
- ・ 散布ノズル(ドリフト低減ノズル)
- ・ 散布量
- ・ ネットなどの遮蔽物の利用等

(2) 住民への理解増進のための事項

- ・ 自治体の取り組み例;ホームページ等の例、海外例

(3) その他

- ・ 主要な病害・雑草に関する情報の追加
- ・ 剪定・施肥に関する情報の追加
- ・ 各種散布方法の特徴及び使用場面
- ・ 散布にかかる機材(飛散低減ノズル等)、飛散防止資材の情報
- ・ 様式例(事前周知、立て看板等)
- ・ 登録農薬の主な有効成分の特徴
- ・ 暫定版の利用者の意見を取り入れる
- ・ 立ち入りを制限する範囲/期間の設定及び管理の考え方
- ・ 農薬吸入毒性評価手法確立調査部会の成果

【別紙 1】

平成 18、19 年度の農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会において、管理マニュアルの作成方針についていただいた主なご意見（議事概要より抜粋）：

1．平成 18 年度 第 2 回

[日時：平成 19 年 2 月 5 日（月）14:00～16:00 / 場所：法曹会館（富士の間）]

農薬を使用する場合は、農薬ごとの物性を考慮して使用する、しないを判断できるようにするべきではないか。

農業分野での要防除水準はコスト対効果で決まるが、公園等ではそうはいかない。このため、公園等に病害虫が発生した場合の防除すべきか否かの基準作りも必要ではないか。

チャドクガが発生した場合、刺されると被害となるので、要防除と判断せざるを得ない。その場合でも、神経毒以外の農薬、例えば脱皮阻害剤などを使うようにするべきではないか。このような農薬の作用を現場が知らないことが問題であり、これを周知できるようにすべきではないか。

飛散状況を踏まえて立入禁止区域の範囲や期間を提案できるようにすべきではないか。

実態をしっかりと把握した上でリスクがどの程度であるかを明らかにしてもらいたい。

農薬を散布するかしないかは、その地域の住民の問題である。防除方法を地域で選択できるようなシステムもマニュアルに盛り込めないか検討すべきである。

農薬散布には住民の感情が大きく影響する。例えばアメリカシロヒトリの終齢幼虫は広く徘徊するので身近なところに現れたりするが、その虫が刺す、刺さないにかかわらず、身近な害虫の駆除ということで農薬散布の要請が出たりする。このため、住民に対する意識の啓発も重要ではないか。

農薬を散布する場合のリスクと散布しない場合のリスクをしっかりと知らせることが大事ではないか。

2．平成 18 年度 第 3 回

[日時：平成 19 年 3 月 23 日（金）14:30～16:30 / 場所：法曹会館（高砂の間）]

農林水産省、国土交通省など他省庁との連携に留意されたい。

散布状況等が異なるため松くい虫防除は対象としないとの整理でよいのではないか。

3．平成 19 年度 第 1 回

[日時：平成 19 年 6 月 11 日（月）14:00～16:45 / 場所：法曹会館（高砂の間）]

大部とならないよう全体のボリュームに留意すること。

ホームページで公開する場合には、ホームページの特性を利用した重層的で分かりやすい形式となるよう工夫すること。

4．平成19年度 第2回

[日時：平成20年2月5日(火) 13:30～16:15 / 場所：砂防会館(別館 立山)]

全般的に丁寧にまとまっている。

一部に断定的な表現があるので補足的な説明を加えること。

時系列的なフロー図や索引項目を充実してより活用しやすくすること。

5．平成19年度 第3回

[日時：平成20年3月21日(金) 13:30～16:00 / 場所：法曹会館(高砂の間)]

全体として概ね良い。

一部の文言を再考し全体の整合性に留意した文章表現を検討すること。

専門的事項については別途委員から事務局に連絡し、事務局はそれを取りまとめ、委員に確認を取りながら修正作業を進めること。

【別紙 2】

環境省が平成 19 年度に行った調査結果からの情報として、暫定マニュアルに記載済みの内容：

7.2.1 適切な農薬の選択

製剤型：

『乳剤に比べてマイクロカプセル剤は散布直後から 2 日までの気中濃度が低くなり、微粒剤のような固形剤を使用した場合は乳剤などに比べて気中濃度は極めて低くなり、覆土を行うことで気中濃度はより低下した。』

物性 / 蒸気圧：

『蒸気圧が高く、低温でも揮発しやすい農薬は、蒸気圧が低い農薬より散布後の気中濃度が高くなることから、揮発による影響を勘案する必要がある場合には留意する。』

7.2.6 作業時の留意事項

ノズルタイプ、ネット：

『ドリフト低減ノズルを使用した場合、慣行ノズルに比べ気中濃度を抑制することが確認された。また農薬散布地の周辺に細かいネットやシートを設置する等遮蔽物の設置方法も各都道府県等で開発されてきており、関係部局と検討を行うことも重要である。』

散布法 / 薬量：

『スポット散布及び散布薬量を通常（したたり落ちる程度）の半分にした場合でも十分な効果が確認された。』